



令和8年1月20日

古賀市長 田辺 一城 様

古賀市国民健康保険運営協議会

会長 横田 昌宏



古賀市国民健康保険税率等に関することについて（答申）

令和7年12月18日付、7古市国第3852号で貴職から諮問を受けた古賀市国民健康保険税率等に関することについて、慎重に審議を行った結果、下記のとおり結論を得たので答申する。

記

1. 令和8年度の国民健康保険税率について

令和8年度から全ての医療保険の保険者において、保険料等とあわせて「子ども・子育て支援納付金」の徴収が開始される中、市国民健康保険においても当該支援金に相当する保険税の徴収を確保するため、新たな税率を設ける必要がある。

また、国民健康保険事業費納付金等を含めた市国民健康保険の支出全体では、現行税率では国民健康保険税の徴収が不足すると見込まれるが、引き続き古賀市国民健康保険財政調整基金の活用を図ることが可能な状況である。

これらのことを踏まえ、令和8年度の国民健康保険税率については、「医療分（基礎課税分）」、「後期高齢者支援金分」、「介護納付金分」は据え置きとし、新たに課税する「子ども・子育て支援納付金分」は、以下のとおりとすることが適当である。

○子ども・子育て支援納付金分

- |           |        |
|-----------|--------|
| ・所得割      | 0.27%  |
| ・均等割      | 1,045円 |
| ・18歳以上均等割 | 45円    |
| ・平等割      | 1,018円 |

なお、令和7年1月22日付「古賀市国民健康保険税率等に関することについて（答申）」の中で示した「2. 今後の国民健康保険税率のあり方について」及び「3. 付帯意見」の方針については、令和8年度も継続することが適当であることを申し添える。